

## 船舶事故調査報告書

平成28年7月7日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成27年9月16日 06時50分ごろ～19時22分ごろの間）
発生場所	長崎県平戸市根獅子漁港北西方沖 獅子港沖防波堤南灯台から真方位301°860m付近 （概位 北緯33°18.6′ 東経129°25.7′）
事故の概要	漁船松栄丸は、船長が錨索用巻揚げ機のローラに巻き込まれて死亡した。
事故調査の経過	平成27年9月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 松栄丸、4.53トン NS3-59025（漁船登録番号）、個人所有 9.20m（Lr）×2.50m×0.90m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数70、昭和54年1月14日
乗組員等に関する情報	船長 男性 84歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年9月30日 免許証交付日 平成26年7月17日 （平成31年7月22日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 2 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、平成27年9月16日06時50分ごろ自宅を出て、いさきの一本釣りの目的で、根獅子漁港を出港した。 本船は、ふだん17時ごろ帰港していたが、予定時刻を過ぎても帰港しなかったため、船長の家族が心配し、18時58分ごろ僚船に本船の状況を尋ねた。 僚船の船長は、本船が見当たらなかったため、本船の所属する漁業

	<p>協同組合の組合長（以下「本件組合長」という。）に相談した。</p> <p>本件組合長は、組合員等3人と共に本船の捜索に向かい、根獅子漁港北西方沖で錨泊している本船に接舷して船内を確認したところ、19時22分ごろ、操舵室左舷側側壁に設置された錨索用巻揚げ機のローラ（以下「本件ローラ」という。）付近で倒れている船長を発見した。</p> <p>本件組合長は、‘揚錨中の本件ローラの船内側の錨索が、錨側の錨索の間に噛み込んで、錨側の錨索と共に本件ローラに巻き込んだ状態’（以下「共回り状態」という。）で、船内側の錨索が船長の右大腿部に巻き付き、船長が右足を本件ローラに巻かれ、さらに胸部を本件ローラと甲板との間に挟まれているところを認めたので、すぐに所属する漁業協同組合を通じて警察等に連絡するとともに、本船を根獅子漁港まで回航させた。（写真1参照）</p> <div data-bbox="794 779 1206 1167" data-label="Image"> </div> <p>写真1 共回り状態の錨索</p> <p>船長は、帰港後、消防車の救急隊員により死亡が確認され、その後、死因は両肺圧挫傷と検案された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、根獅子漁港北西方沖で旋回しているところを僚船に目撃されていた。</p> <p>船長は、揚錨する際、ふだん、錨索を本船の左舷船首端に設けた揚錨用ガイドローラを介して本件ローラに3～4回巻き付け、本件ローラで巻き取った錨索を前部甲板で手繰り、錨が揚がる前に本件ローラのスイッチを切って錨を甲板上に引き揚げたのち、手繰った錨索を整理して再び錨を入れられる状態にしていた。</p> <p>本件ローラは、Vベルトを介して機関で駆動され、一定方向（時計回り）に回転するもので、船長が発見された際、本件ローラのスイッチは入った状態で、Vベルトが焼き切れて停止していた。</p> <p>本件組合長は、揚錨用ガイドローラと本件ローラとの設置位置が船横方向にずれているので、錨索に撚りが生じやすく、撚りが生じた錨索を緩んだ状態で本件ローラを使用して揚錨作業を行うと、船内側の錨索が共回り状態になることがあり、本事故発生の数日前にも錨索が共回り状態となったことがあると聞いた。</p>

本件ローラの甲板上高さは、最低部で約0.26mであった。  
(写真2、写真3参照)



写真2 本船



写真3 正船首方から見た揚錨用ガイドローラと本件ローラ

船長は、持病がなく、定期的な薬の服用もなかった。

船長は、発見された際、長袖シャツ、作業用ズボン及び長靴を着用していた。

## 分析

乗組員等の関与  
船体・機関等の関与  
気象・海象等の関与  
判明した事項の解析

不明

あり

不明

船長の死因は、両肺圧挫傷であった。

本船は、船長が1人で乗り組み、06時50分ごろ自宅を出て、根獅子漁港を出港した後、19時22分ごろ同漁港北西方沖で、船長が本件ローラに巻き込まれた状態で発見されたことから、この間において、揚錨作業中、船長が本件ローラに巻き込まれて死亡したものと考えられるが、死亡するに至った状況を明らかにすることはできなかった。

本船は、揚錨用ガイドローラと本件ローラとが船首尾方向に設置されていたものの、揚錨用ガイドローラと本件ローラとが船横方向にずれて設置されていたことから、揚錨時に共回り状態になりやすい状態であったものと考えられる。

<b>原因</b>	本事故は、本船が、揚錨作業中、船長が本件ローラに巻き込まれたことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 揚錨作業をする際には、足元の状況を確認するなど錨索に巻き込まれないように注意して作業を実施すること。</li><li>・ 揚錨用ガイドローラと錨索用巻揚げ機のローラは、錨索がそれぞれの軸芯に直角にかかるように設置することが望ましい。</li></ul>

付図1 事故発生場所概略図

